

新規漁業就業者支援事業

水産課 4,209千円

目 的

関係漁協、県で組織する漁業就業者支援協議会の活動（漁業研修）を支援し、漁業の持続的発展のために必要な漁業を将来に渡って担う新規就業者の確保を推進する。

目 標

玄海地区の新規就業者数 10 名を目指す。（佐賀県総合計画2023）

事業内容

【チャレンジ漁業体験事業】（H27継続事業）

新規漁業就業者確保を目的として実施している長期（1～3年）の漁業研修（国事業）を推進するため実施する短期漁業体験（2泊3日）事業への補助

【ステップアップ漁業体験事業】（H27継続事業）

チャレンジ漁業体験を行った方やある程度漁業経験がある方に、より長い期間（9泊10日）漁業実態を体験させる事業への補助

【学ぶ給付金事業】（H29～H30：学び働く給付金事業⇒H31変更）

働きながら勉強できる佐賀県独自の研修事業（最長6か月）への補助

○漁家の元で技術習得研修（国事業）に加えて、高等水産講習所で資格取得等の研修を受講（学び）する。

最長30日間、学んだ日数に応じて生活費を給付

・就業希望者への給付金

6,250円/日（研修日数に応じて給付）

給付要件：国の長期研修を終了または研修中の者であり、独立就業又は雇用就業を目指すもの

【新規漁業就業者募集PR事業】（R2継続）

佐賀県での新規漁業就業者確保を目的として行うPR活動への補助

【新規漁業就業者・指導漁業者育成事業】（R3継続）

新規就業者や指導漁業者に対する講習・研修会等の開催への補助

事業期間

平成31年度～令和8年度

資料 2－1